

令和元年度 事務事業総点検シート(1)  
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類			基礎点検
事務事業名	措置診察事業	シート番号			B 法定義務経費事業
担当部署名	健康福祉	局	健康	部	精神保健
				課	評価責任者(課長名)
					柴田

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	平成 18 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	平成18年4月に政令指定都市へ移行したことに伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定される入院措置に関する業務が大阪府より移譲され、現在に至る。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 ( ) <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか。)	医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた精神障害者等。			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか。)	精神保健指定医の診察結果に基づき、市長の権限による強制的な入院治療を行うことにより、症状を改善させる。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、申請、通報、届出された精神障害者等について、診察の必要性を判断したうえで、2名の精神保健指定医の診察を経て、共に入院措置が必要と判定された場合に、入院治療を行うために、指定された病院までの移送を行う。			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 株式会社アンビュランス				

Ⅲ. 投入量

項目	単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
11 事業費 (a)	千円	59,058	50,982	45,160	49,200	
主な事業費内訳	措置入院医療費	千円	49,959	42,888	35,642	39,351
	患者搬送委託	千円	4,149	3,597	4,293	4,494
	非常勤嘱託報酬	千円	3,028	3,014	3,060	3,199
	診察医師報酬	千円	937	504	867	746
	国・府支出金	千円	36,737	38,944	38,214	29,762
財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
	市債	千円				
	その他( )	千円				
一般財源	千円	22,321	12,038	6,946	19,438	
12 人件費 (b)	千円	4,510	6,150	6,150	6,075	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	63,568	57,132	51,310	55,275	